

原子力発第20180号  
令和2年 8月31日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号  
申 請 者 名 四国電力株式会社  
代表者氏名 取締役社長 社長執行役員  
長 井 啓 介

伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書の補正について

平成30年10月10日付け、原子力発第18164号をもって申請（令和元年11月27日付け、原子力発第19291号及び令和2年5月18日付け、原子力発第20046号で一部補正）しました伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書を別添のとおり補正する。

別添

伊方発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請書

(平成30年10月10日 原子力発第18164号をもって申請, 令和元年11月27日 原子力発第19291号及び令和2年5月18日 原子力発第20046号で一部補正) の補正前後比較表

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	六 1. 性能維持施設	<p>1. <u>性能維持施設</u>  <u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備、消火設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。2号炉のみとの共用施設については、2号炉の性能維持施設として維持管理し、2号及び3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u>  <u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能の維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p>(6) <u>非常用電源設備については、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保上必要な設備への電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>1. <u>性能維持施設</u>  <u>廃止措置を安全に進める上で、放射性物質を内包する系統及び設備を収納する建家及び構造物、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、換気設備、非常用電源設備、原子炉補機冷却海水設備、消火設備等の施設を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。2号炉のみとの共用施設については、2号炉の性能維持施設として維持管理し、2号及び3号炉との共用施設については、3号炉の発電用原子炉施設として維持管理するため、性能維持施設から除く。</u>  <u>性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</u></p> <p>(6) <u>非常用電源設備については、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまでの期間、発電用原子炉施設の安全確保に必要な適切な容量を確保し、それぞれの設備に要求される電源供給機能及び性能を維持管理する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																												
一	六 第 6.1 表 性能維持施設	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (2 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="2">新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 すること。</td> <td>1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止 機能</td> <td>1 号炉新燃料 貯蔵設備内及 び使用済燃料 貯蔵設備内の 新燃料及び使 用済燃料の搬 出が完了する まで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="2">除染を行うことができる状態 であること。</td> <td>1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1 台	既許認可 どおり	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 すること。	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	補助建家クレーン	1 台	既許認可 どおり	臨界防止機能 燃料落下防止 機能	1 号炉新燃料 貯蔵設備内及 び使用済燃料 貯蔵設備内の 新燃料及び使 用済燃料の搬 出が完了する まで	新燃料エレベータ	1 台	既許認可 どおり	除染を行うことができる状態 であること。	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで	除染装置	1 台	既許認可 どおり	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (2 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質取扱設備</td> <td>使用済燃料ピットクレーン</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="2">新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 すること。</td> <td>1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家クレーン</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能 燃料落下防止 機能</td> <td>1 号炉新燃料 貯蔵設備内及 び使用済燃料 貯蔵設備内の 新燃料及び使 用済燃料の搬 出が完了する まで</td> </tr> <tr> <td>新燃料エレベータ</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td rowspan="2">除染機能</td> <td>1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで</td> </tr> <tr> <td>除染装置</td> <td>1 台</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1 台	既許認可 どおり	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 すること。	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	補助建家クレーン	1 台	既許認可 どおり	臨界防止機能 燃料落下防止 機能	1 号炉新燃料 貯蔵設備内及 び使用済燃料 貯蔵設備内の 新燃料及び使 用済燃料の搬 出が完了する まで	新燃料エレベータ	1 台	既許認可 どおり	除染機能	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで	除染装置	1 台	既許認可 どおり	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで	<p>・記載の適正化 (除染装置の性能について、 使用済燃料輸送容器の除 染に影響するような有意 な損傷がない状態である ことを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能				維持期間																																																						
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																													
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1 台	既許認可 どおり	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 すること。	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																																																										
		補助建家クレーン	1 台	既許認可 どおり		臨界防止機能 燃料落下防止 機能	1 号炉新燃料 貯蔵設備内及 び使用済燃料 貯蔵設備内の 新燃料及び使 用済燃料の搬 出が完了する まで																																																									
	新燃料エレベータ	1 台	既許認可 どおり	除染を行うことができる状態 であること。	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで																																																											
	除染装置	1 台	既許認可 どおり		1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間																																																										
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																													
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質取扱設備	使用済燃料ピットクレーン	1 台	既許認可 どおり	新燃料又は使用済燃料を取扱 い中、動力電源が喪失した場 合に新燃料又は使用済燃料が 停止した位置にて保持される 状態であること。また、取扱 い中に新燃料及び使用済燃料 が破損しないよう正常に動作 すること。	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																																																										
		補助建家クレーン	1 台	既許認可 どおり		臨界防止機能 燃料落下防止 機能	1 号炉新燃料 貯蔵設備内及 び使用済燃料 貯蔵設備内の 新燃料及び使 用済燃料の搬 出が完了する まで																																																									
	新燃料エレベータ	1 台	既許認可 どおり	除染機能	1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料の 搬出が完了す るまで																																																											
	除染装置	1 台	既許認可 どおり		1 号炉使用済 燃料貯蔵設備 内の新燃料及 び使用済燃料 の搬出が完了 するまで																																																											

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																
一	六 第 6.1 表 性能維持施設 (続き)	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>位置 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵ラック</td> <td>1 式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>1 号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1 個</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1 式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能	維持期間	設備	位置 (建物) 名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1 式	既許認可 どおり	新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	1 号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1 個	既許認可 どおり	新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		使用済燃料ラック	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能			<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (3 / 8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備</th> <th>位置 (建物) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵ラック</td> <td>1 式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>1 号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット</td> <td>1 個</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済燃料ラック</td> <td>1 式</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能	維持期間	設備	位置 (建物) 名称	維持台数	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1 式	既許認可 どおり	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1 号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1 個	既許認可 どおり	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで		使用済燃料ラック	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能			<p>・記載の適正化 (核燃料物質貯蔵設備の性能について、臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であることを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能	維持期間																																																													
		設備	位置 (建物) 名称	維持台数																																																																
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1 式	既許認可 どおり	新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	1 号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																													
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1 個	既許認可 どおり	新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																													
			使用済燃料ラック	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能																																																														
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能	維持期間																																																													
		設備	位置 (建物) 名称	維持台数																																																																
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵ラック	1 式	既許認可 どおり	新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1 号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで																																																													
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット	1 個	既許認可 どおり	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで																																																													
			使用済燃料ラック	1 式	既許認可 どおり	臨界防止機能																																																														

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																								
一	六 第 6.1 表 性能維持施設 (続き)	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備※</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1 式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="3">1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1 式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1 系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却が可能で、使用済燃料の破砕が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 基</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>著しい漏えいがない状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	設備 (建物) 名称	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	燃料取替用水タンク	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却が可能で、使用済燃料の破砕が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。					1 基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	著しい漏えいがない状態であること。		<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (4/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備※</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建物) 名称</th> <th>設備 (建物) 名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</td> <td rowspan="2">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水位を監視する設備</td> <td>1 式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</td> <td rowspan="3">1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵設備</td> <td>使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備</td> <td>1 式</td> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水タンク</td> <td>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</td> <td>1 系統</td> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。使用済燃料の破砕が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1 基</td> <td>給水機能 (ほう素濃度を除く。)</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建物) 名称	設備 (建物) 名称	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。	燃料取替用水タンク	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。使用済燃料の破砕が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。					1 基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。		<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備の性能について、使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であることを明確化)</li> <li>記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※			維持台数	維持機能					性能	維持期間																																																																
		設備 (建物) 名称	設備 (建物) 名称																																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																					
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。																																																																						
	燃料取替用水タンク	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却が可能で、使用済燃料の破砕が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。																																																																							
				1 基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	著しい漏えいがない状態であること。																																																																						
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※		維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																					
		設備 (建物) 名称	設備 (建物) 名称																																																																									
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水位を監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。	1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																					
		使用済燃料貯蔵設備	使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	1 式	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。																																																																						
	燃料取替用水タンク	使用済燃料ピット水浄化冷却設備	1 系統	浄化・冷却機能	使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。使用済燃料の破砕が著しく腐食をおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。																																																																							
				1 基	給水機能 (ほう素濃度を除く。)	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。																																																																						

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																						
一	六 第 6.1 表 性能維持施設 (続き)	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備※</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射線廃棄物 処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射性廃棄物 処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家サブタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サブ</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1 基	既許認可 どおり	放射線廃棄物 処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり			補助建家冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり			冷却材貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり			補助建家機器ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家サブタンク	1 基	既許認可 どおり			格納容器サブ	1 基	既許認可 どおり			廃液貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり			<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (5/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備※</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">気体廃棄物の廃棄設備</td> <td>補助建家排気筒</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射線廃棄物 処理機能</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>放射線廃棄物 処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家サブタンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器サブ</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> <td>1 基</td> <td>既許認可 どおり</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1 基	既許認可 どおり	放射線廃棄物 処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	格納容器冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり			補助建家冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり			冷却材貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり			補助建家機器ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり	放射線廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	補助建家サブタンク	1 基	既許認可 どおり			格納容器サブ	1 基	既許認可 どおり			廃液貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり			<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (補助建家排気筒の性能について、放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であることを明確化)</li> <li>記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※			維持機能	性能				維持期間																																																																																																
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																																							
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1 基	既許認可 どおり	放射線廃棄物 処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																				
		格納容器冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																						
	補助建家冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	冷却材貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	補助建家機器ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり	放射性廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																					
	補助建家サブタンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	格納容器サブ	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	廃液貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備※		維持機能	性能	維持期間																																																																																																				
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																																							
放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄設備	補助建家排気筒	1 基	既許認可 どおり	放射線廃棄物 処理機能	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																				
		格納容器冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																						
	補助建家冷却材ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	冷却材貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	補助建家機器ドレンタンク	1 基	既許認可 どおり	放射線廃棄物 処理機能	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																					
	補助建家サブタンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	格納容器サブ	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							
	廃液貯蔵タンク	1 基	既許認可 どおり																																																																																																							

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																						
一	六 第 6.1 表 性能維持施設 (続き)	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ (ドラム詰操作室, 使用済燃料ピット付近)</td> <td>各 1 台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1 台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>排気筒モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各 1 台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器</td> <td>1 基</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ (ドラム詰操作室, 使用済燃料ピット付近)	各 1 台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線管理施設	固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1 台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	構造	排気筒モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)	各 1 台	放射線監視機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	その他の主要な事項	原子炉格納容器	1 基	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。		<p>第 6.1 表 性能維持施設 (6 / 8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>固定エリアモニタ (ドラム詰操作室, 使用済燃料ピット付近)</td> <td>各 1 台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>放射線管理施設</td> <td>固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)</td> <td>1 台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>構造</td> <td>排気筒モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)</td> <td>各 1 台</td> <td>放射線監視機能</td> <td>外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>格納容器給気ファン 格納容器排気ファン</td> <td>2 台 2 台</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ (ドラム詰操作室, 使用済燃料ピット付近)	各 1 台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで	放射線管理施設	固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1 台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	原子炉格納施設	構造	排気筒モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)	各 1 台	放射線監視機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで	その他の主要な事項	格納容器給気ファン 格納容器排気ファン	2 台 2 台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。		<p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (換気設備の性能について、放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能				維持期間																																																																
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ (ドラム詰操作室, 使用済燃料ピット付近)	各 1 台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																				
	放射線管理施設	固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1 台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																				
原子炉格納施設	構造	排気筒モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)	各 1 台	放射線監視機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																				
	その他の主要な事項	原子炉格納容器	1 基	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。																																																																					
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間																																																																				
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	固定エリアモニタ (ドラム詰操作室, 使用済燃料ピット付近)	各 1 台	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	関連する設備の供用が終了するまで																																																																				
	放射線管理施設	固定プロセスモニタ (補助蒸気ドレンモニタ)	1 台	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信できる状態であること。	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																				
原子炉格納施設	構造	排気筒モニタ (補助建家排気筒ガスモニタ, 格納容器排気筒ガスモニタ)	各 1 台	放射線監視機能	外部へ放射性物質が漏えいするよう な有意な損傷がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																				
	その他の主要な事項	格納容器給気ファン 格納容器排気ファン	2 台 2 台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。																																																																					

※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。

※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。

注) 下線は、補正事項に含まない。



伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																						
1	六 第 6.1 表 性能維持施設 (続き)	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1 台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td>性能維持施設 (海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1 組</td> <td>電源供給機能</td> <td>性能維持施設 (ディーゼル発電機) へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>1 台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設 (原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機) へ海水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td rowspan="3">原子炉補機冷却水設備</td> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1 基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1 台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1 基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1 台	電源供給機能 (自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	性能維持施設 (海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1 組	電源供給機能	性能維持施設 (ディーゼル発電機) へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却海水設備	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機) へ海水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他主要施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水冷却器	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水サージタンク	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<p>第 6.1 表 性能維持施設 (7/8)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">その他発電用原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1 台</td> <td>電源供給機能 (自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)</td> <td>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>1 組</td> <td>電源供給機能</td> <td>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水設備</td> <td>1 台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他主要施設</td> <td rowspan="3">原子炉補機冷却水設備</td> <td>原子炉補機冷却水冷却器</td> <td>1 基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水ポンプ</td> <td>1 台</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却水サージタンク</td> <td>1 基</td> <td>冷却機能 (自動起動機能を除く。)</td> <td>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</td> <td>1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	維持台数	その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1 台	電源供給機能 (自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池	1 組	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却海水設備	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	その他主要施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水冷却器	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水ポンプ	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却水サージタンク	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について、接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であることを明確化)</li> <li>記載の適正化 (海水ポンプの性能について、接続している性能維持施設へ海水を供給できる状態であることを明確化)</li> <li>記載の適正化 (原子炉補機冷却水冷却器等の性能について、接続している性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であることを明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持機能	性能				維持期間																																																																																
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																							
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1 台	電源供給機能 (自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	性能維持施設 (海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
		蓄電池	1 組	電源供給機能	性能維持施設 (ディーゼル発電機) へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
	原子炉補機冷却海水設備	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (原子炉補機冷却水冷却器、ディーゼル発電機) へ海水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																					
その他主要施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水冷却器	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
		原子炉補機冷却水ポンプ	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
		原子炉補機冷却水サージタンク	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備) へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持機能	性能	維持期間																																																																																				
		設備 (建家) 名称	維持台数																																																																																							
その他発電用原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1 台	電源供給機能 (自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能並びに自動給電機能を除く。)	非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
		蓄電池	1 組	電源供給機能	非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
	原子炉補機冷却海水設備	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																					
その他主要施設	原子炉補機冷却水設備	原子炉補機冷却水冷却器	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
		原子炉補機冷却水ポンプ	1 台	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				
		原子炉補機冷却水サージタンク	1 基	冷却機能 (自動起動機能を除く。)	性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。	1 号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																				

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																
一	六 第 6.1 表 性能維持施設 (続き)	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (8/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>既許認可 どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他主要施設</td> <td rowspan="5">換気設備</td> <td>補助建家給気ファン</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>2 台</td> <td>換気機能</td> <td>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>2 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気フィルタユニット</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>2 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>原子炉補助建家内及びタービン建家内設置、直流非常灯</td> <td>1 式</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	既許認可 どおり	その他主要施設	換気設備	補助建家給気ファン	既許認可 どおり	2 台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建家給気ユニット	既許認可 どおり	1 台				補助建家排気ファン	既許認可 どおり	2 台				補助建家排気フィルタユニット	既許認可 どおり	2 台				補助建家排気筒	既許認可 どおり	1 基				消火設備	消火設備	消火栓 (管理区域内)	既許認可 どおり	1 式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。		非常用照明	原子炉補助建家内及びタービン建家内設置、直流非常灯	1 式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで	<p style="text-align: center;">第 6.1 表 性能維持施設 (8/8)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備*</th> <th rowspan="2">維持台数</th> <th rowspan="2">維持機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備 (建家) 名称</th> <th>既許認可 どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">その他主要施設</td> <td rowspan="5">換気設備</td> <td>補助建家給気ファン</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>2 台</td> <td>換気機能</td> <td>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</td> <td>管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>2 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気フィルタユニット</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>2 台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消火設備</td> <td rowspan="2">消火設備</td> <td>消火栓 (管理区域内)</td> <td>既許認可 どおり</td> <td>1 式</td> <td>消火機能</td> <td>消火栓から放水できる状態であること。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用照明</td> <td>原子炉補助建家内及びタービン建家内設置、直流非常灯</td> <td>1 式</td> <td>照明機能</td> <td>非常用照明が点灯できる状態であること。</td> <td>各建家を解体する前まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：2号又は3号炉との共用施設は、維持管理の対象から除く。</p>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持台数	維持機能	性能	維持期間	設備 (建家) 名称	既許認可 どおり	その他主要施設	換気設備	補助建家給気ファン	既許認可 どおり	2 台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで	補助建家給気ユニット	既許認可 どおり	1 台				補助建家排気ファン	既許認可 どおり	2 台				補助建家排気フィルタユニット	既許認可 どおり	2 台				補助建家排気筒	既許認可 どおり	1 基				消火設備	消火設備	消火栓 (管理区域内)	既許認可 どおり	1 式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。		非常用照明	原子炉補助建家内及びタービン建家内設置、直流非常灯	1 式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (換気設備の性能について、放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを明確化)</li> </ul>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*			維持台数	維持機能					性能	維持期間																																																																																																								
		設備 (建家) 名称	既許認可 どおり																																																																																																																	
その他主要施設	換気設備	補助建家給気ファン	既許認可 どおり	2 台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																													
		補助建家給気ユニット	既許認可 どおり	1 台																																																																																																																
		補助建家排気ファン	既許認可 どおり	2 台																																																																																																																
		補助建家排気フィルタユニット	既許認可 どおり	2 台																																																																																																																
		補助建家排気筒	既許認可 どおり	1 基																																																																																																																
消火設備	消火設備	消火栓 (管理区域内)	既許認可 どおり	1 式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。																																																																																																														
		非常用照明	原子炉補助建家内及びタービン建家内設置、直流非常灯	1 式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																																																																																													
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備*		維持台数	維持機能	性能	維持期間																																																																																																													
		設備 (建家) 名称	既許認可 どおり																																																																																																																	
その他主要施設	換気設備	補助建家給気ファン	既許認可 どおり	2 台	換気機能	放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。	管理区域を解除するまで																																																																																																													
		補助建家給気ユニット	既許認可 どおり	1 台																																																																																																																
		補助建家排気ファン	既許認可 どおり	2 台																																																																																																																
		補助建家排気フィルタユニット	既許認可 どおり	2 台																																																																																																																
		補助建家排気筒	既許認可 どおり	1 基																																																																																																																
消火設備	消火設備	消火栓 (管理区域内)	既許認可 どおり	1 式	消火機能	消火栓から放水できる状態であること。																																																																																																														
		非常用照明	原子炉補助建家内及びタービン建家内設置、直流非常灯	1 式	照明機能	非常用照明が点灯できる状態であること。	各建家を解体する前まで																																																																																																													

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	七 性能維持施設 の位置、 構造及び設 備並びにそ の性能並び にその性能 を維持すべ き期間	<p><u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は第 6.1 表に示すとおりである。</u></p> <p>廃止措置の進捗に応じて、<u>第 6.1 表に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<p><u>性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は第 6.1 表に示すとおりである。</u></p> <p><u>第 6.1 表に示す性能維持施設は、原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり、これを引き続き供用するため、その性能維持施設の仕様等として、設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置、構造及び設備」欄に示すとともに、廃止措置段階において必要となる機能を「維持機能」欄に示す。</u></p> <p><u>この性能維持施設を維持管理し、供用することを前提としていることから、性能維持施設の性能として、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に、廃止措置段階で求められる機能を維持管理するために必要となる状態を「性能」欄に示す。</u></p> <p><u>廃止措置の進捗に応じて、第 6.1 表に示す性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間について変更する場合は、廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の明確化 (第 6.1 表の記載の考え方を追記)</li> </ul>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
-	添付書類六 3. 性能維持施設の機能及びその性能	<p>3. <u>性能維持施設の機能及びその性能</u>            (2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u>            a. <u>核燃料物質取扱施設</u>  <u>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 1 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 2 表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6. 3. 2 表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 640 1442 892"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u>            ・<u>新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u>  <u>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u>            ・<u>除染を行うことができる状態であること。</u></p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u>  <u>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 1 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 3 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>	<p>3. <u>性能維持施設の機能及びその性能</u>            (2) <u>核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u>            a. <u>核燃料物質取扱施設</u>  <u>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 1 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出する際に取り扱う必要があることから、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 2 表に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6. 3. 2 表 核燃料物質取扱施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 640 2407 892"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u></td> <td><u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u></td> </tr> <tr> <td><u>除染機能</u></td> <td><u>除染装置</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u>            ・<u>新燃料又は使用済燃料を取扱い中、動力電源が喪失した場合に新燃料又は使用済燃料が停止した位置にて保持される状態であること。また、取扱い中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u>  <u>「除染機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u>            ・<u>使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></p> <p>b. <u>核燃料物質貯蔵施設</u>  <u>廃止措置期間中は、新燃料及び使用済燃料を 1 号炉新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「水位及び漏えいの監視機能」、「浄化・冷却機能」及び「給水機能」を有する設備を維持管理する。核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 3 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>	<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>	<p>・記載の適正化            (除染装置の性能について、使用済燃料輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設															
<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>															
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>															
機能	性能維持施設															
<u>臨界防止機能</u> <u>燃料落下防止機能</u>	<u>使用済燃料ピットクレーン</u> <u>補助建家クレーン</u> <u>新燃料エレベータ</u>															
<u>除染機能</u>	<u>除染装置</u>															

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																				
11	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p align="center"><u>第 6. 3. 3 表 核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="513 281 1442 768"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵設備 (新燃料貯蔵ラック) 使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)</td> </tr> <tr> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)</td> </tr> <tr> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備)</td> </tr> <tr> <td>給水機能</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>核燃料物質貯蔵施設のうち、<u>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</u>については、<u>廃止措置期間中は、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用済燃料ピットの冷却に必要な 1 系統を維持管理する。</u></p> <p>燃料取替用水タンクについては、<u>廃止措置期間中は、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</u></p> <p>「<u>臨界防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> <li>・<u>新燃料及び使用済燃料が臨界に達する変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</u></li> <li>・<u>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>浄化・冷却機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピット水の冷却が可能な運転状態であること。</u></li> <li>・<u>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>給水機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>著しい漏えいがない状態であること。</u></li> </ul>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備 (新燃料貯蔵ラック) 使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)	浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備)	給水機能	燃料取替用水タンク	<p align="center"><u>第 6. 3. 3 表 核燃料物質貯蔵施設の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 281 2401 768"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵設備 (新燃料貯蔵ラック) 使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)</td> </tr> <tr> <td>水位及び漏えいの監視機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)</td> </tr> <tr> <td>浄化・冷却機能</td> <td>使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備)</td> </tr> <tr> <td>給水機能</td> <td>燃料取替用水タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>核燃料物質貯蔵施設のうち、<u>使用済燃料ピット水浄化冷却設備</u>については、<u>廃止措置期間中は、燃料取替による使用済燃料は発生せず、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、使用済燃料ピットの冷却に必要な 1 系統を維持管理する。</u></p> <p>燃料取替用水タンクについては、<u>廃止措置期間中は、炉心への注入は不要となることから、「ほう素濃度」は維持管理しない。</u></p> <p>「<u>臨界防止機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</u></li> <li>・<u>新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>水位及び漏えいの監視機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピットの水位が計測でき、水位高及び低の警報が発信できる状態であること。</u></li> <li>・<u>使用済燃料ピット内張りからの漏えいを監視する装置が使用できる状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>浄化・冷却機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であること。</u></li> <li>・<u>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に使用済燃料ピット水を脱塩塔に通水できる状態であること。</u></li> </ul> <p>「<u>給水機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、<u>以下のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u></li> </ul>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵設備 (新燃料貯蔵ラック) 使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)	水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)	浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備)	給水機能	燃料取替用水タンク	<p>・記載の適正化 (核燃料物質貯蔵設備の性能について、臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であることを明確化)</p> <p>・記載の適正化 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備の性能について、使用済燃料ピット水の冷却ができる状態であることを明確化)</p> <p>・記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設																							
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備 (新燃料貯蔵ラック) 使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)																							
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)																							
浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備)																							
給水機能	燃料取替用水タンク																							
機能	性能維持施設																							
臨界防止機能	新燃料貯蔵設備 (新燃料貯蔵ラック) 使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット, 使用済燃料ラック)																							
水位及び漏えいの監視機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備)																							
浄化・冷却機能	使用済燃料貯蔵設備 (使用済燃料ピット水浄化冷却設備)																							
給水機能	燃料取替用水タンク																							

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
一	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p>なお、使用済燃料を 1 号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから、周辺公衆への影響は小さい。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補」にて補足する。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u>                      廃止措置期間中は、<u>放射性気体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.4 表に示す。</u></p> <p>第 6.3.4 表 <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 919 1442 1035"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>放射性廃棄物処理機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</u></li> </ul> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u>                      廃止措置期間中は、<u>放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒	<p>なお、使用済燃料を 1 号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから、周辺公衆への影響は小さい。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については「追補 「3. 性能維持施設の機能及びその性能」の追補」にて補足する。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u>                      廃止措置期間中は、<u>放射性気体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.4 表に示す。</u></p> <p>第 6.3.4 表 <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 919 2407 1035"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>補助建家排気筒</td> </tr> </tbody> </table> <p>「<u>放射性廃棄物処理機能</u>」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u></li> </ul> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u>                      廃止措置期間中は、<u>放射性液体廃棄物を処理する必要があることから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持管理する。放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.5 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒	<p>・記載の適正化 (補助建家排気筒の性能について、放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設											
放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒											
機能	性能維持施設											
放射性廃棄物処理機能	補助建家排気筒											

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																								
一	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p><u>第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="513 279 1442 638"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射性廃棄物処理機能</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷却材貯蔵タンクについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な 1 基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>著しい漏えいがない状態であること。</li> </ul> <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性のある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.9 表に示す。</p> <p><u>第 6.3.9 表 換気設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="513 1356 1442 1715"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">換気機能</td> <td>格納容器給気ファン</td> </tr> <tr> <td>格納容器排気ファン</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助建家排気ファンについては、廃止措置期間中は、補助建家の換気に必要な 2 台を維持管理する。</p> <p>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	格納容器冷却材ドレンタンク	補助建家冷却材ドレンタンク	冷却材貯蔵タンク	補助建家機器ドレンタンク	補助建家サンプタンク	格納容器サンプ	廃液貯蔵タンク	機能	性能維持施設	換気機能	格納容器給気ファン	格納容器排気ファン	補助建家給気ファン	補助建家給気ユニット	補助建家排気ファン	補助建家排気フィルタユニット	補助建家排気筒	<p><u>第 6.3.5 表 放射性液体廃棄物の廃棄設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 279 2401 638"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射性廃棄物処理機能</td> <td>格納容器冷却材ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>補助建家冷却材ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>冷却材貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>補助建家機器ドレンタンク</td> </tr> <tr> <td>補助建家サンプタンク</td> </tr> <tr> <td>格納容器サンプ</td> </tr> <tr> <td>廃液貯蔵タンク</td> </tr> </tbody> </table> <p>冷却材貯蔵タンクについては、廃止措置期間中は、設備故障時には放射性液体廃棄物の処理を制限する等、復旧するまでの時間的余裕が十分にあることから、放射性液体廃棄物の処理に必要な 1 基を維持管理する。</p> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</li> </ul> <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置期間中は、使用済燃料の貯蔵管理及び搬出作業、放射性廃棄物の処理、放射性粉じん発生の可能性のある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性があるため、「換気機能」を有する設備を維持管理する。換気設備の機能及び性能維持施設を第 6.3.9 表に示す。</p> <p><u>第 6.3.9 表 換気設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1356 2401 1715"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">換気機能</td> <td>格納容器給気ファン</td> </tr> <tr> <td>格納容器排気ファン</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ファン</td> </tr> <tr> <td>補助建家給気ユニット</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気ファン</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気フィルタユニット</td> </tr> <tr> <td>補助建家排気筒</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助建家排気ファンについては、廃止措置期間中は、補助建家の換気に必要な 2 台を維持管理する。</p> <p>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物処理機能	格納容器冷却材ドレンタンク	補助建家冷却材ドレンタンク	冷却材貯蔵タンク	補助建家機器ドレンタンク	補助建家サンプタンク	格納容器サンプ	廃液貯蔵タンク	機能	性能維持施設	換気機能	格納容器給気ファン	格納容器排気ファン	補助建家給気ファン	補助建家給気ユニット	補助建家排気ファン	補助建家排気フィルタユニット	補助建家排気筒	<p>・記載の適正化 (タンク類の性能について、内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設																																											
放射性廃棄物処理機能	格納容器冷却材ドレンタンク																																											
	補助建家冷却材ドレンタンク																																											
	冷却材貯蔵タンク																																											
	補助建家機器ドレンタンク																																											
	補助建家サンプタンク																																											
	格納容器サンプ																																											
	廃液貯蔵タンク																																											
機能	性能維持施設																																											
換気機能	格納容器給気ファン																																											
	格納容器排気ファン																																											
	補助建家給気ファン																																											
	補助建家給気ユニット																																											
	補助建家排気ファン																																											
	補助建家排気フィルタユニット																																											
	補助建家排気筒																																											
機能	性能維持施設																																											
放射性廃棄物処理機能	格納容器冷却材ドレンタンク																																											
	補助建家冷却材ドレンタンク																																											
	冷却材貯蔵タンク																																											
	補助建家機器ドレンタンク																																											
	補助建家サンプタンク																																											
	格納容器サンプ																																											
	廃液貯蔵タンク																																											
機能	性能維持施設																																											
換気機能	格納容器給気ファン																																											
	格納容器排気ファン																																											
	補助建家給気ファン																																											
	補助建家給気ユニット																																											
	補助建家排気ファン																																											
	補助建家排気フィルタユニット																																											
	補助建家排気筒																																											

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
一	添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)	<p>・ <u>給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。</u></p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 廃止措置期間中は、<u>使用済燃料を 1 号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、外部電源喪失時においても冷却を行う必要がある。このため、外部電源喪失時に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 10 表に示す。</u></p> <p>第 6. 3. 10 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、<u>廃止措置期間中は、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <p>・ <u>性能維持施設（海水ポンプ、原子炉補機冷却水ポンプ、使用済燃料ピット水浄化冷却設備（使用済燃料ピットポンプ）へ電源を供給できる状態であること。</u></p> <p>蓄電池については、<u>廃止措置期間中は、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 組を維持管理する。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <p>・ <u>性能維持施設（ディーゼル発電機）へ電源を供給できる状態であること。</u></p> <p>c. <u>その他の安全確保上必要な設備</u> 廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、<u>使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 11 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池	<p>・ <u>放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。</u></p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 廃止措置期間中は、<u>使用済燃料を 1 号炉使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、外部電源喪失時においても冷却を行う必要がある。このため、外部電源喪失時に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持管理する。非常用電源設備の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 10 表に示す。</u></p> <p>第 6. 3. 10 表 非常用電源設備の機能及び性能維持施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用電源設備のうちディーゼル発電機については、<u>廃止措置期間中は、外部電源喪失時に原子炉を安全に停止するための設備へ電源供給する必要はなく、また、ディーゼル発電機が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 台を維持管理する。また、貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており、使用済燃料ピット冷却系への電源供給についても時間的余裕が十分にあるため、「自動起動及び 10 秒以内の電圧確立機能」及び「自動給電機能」は維持管理しない。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（ディーゼル発電機）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <p>・ <u>非常用高圧母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u></p> <p>蓄電池については、<u>廃止措置期間中は、非常用動力負荷等に電源供給する必要はなく、また、蓄電池が電源供給する性能維持施設に多重性は必要ないため、電源供給に必要な 1 組を維持管理する。</u></p> <p><u>「電源供給機能」を有する性能維持施設（蓄電池）の性能は、以下のとおりである。</u></p> <p>・ <u>非常用直流母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。</u></p> <p>c. <u>その他の安全確保上必要な設備</u> 廃止措置期間中は、b. で記載したとおり、安全確保上、<u>使用済燃料を冷却することが必要であるため、「冷却機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 11 表に示す。</u></p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池	<p>・ 記載の適正化 (換気設備の性能について、放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であることを明確化)</p> <p>・ 記載の適正化 (ディーゼル発電機及び蓄電池の性能について、接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であることを明確化)</p>
機能	性能維持施設											
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池											
機能	性能維持施設											
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池											

注) 下線は、補正事項に含まない。



伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
15	添付書類六 3. 性能維持施設の機能及びその性能 (続き)	<p align="center"><u>第 6. 3. 11 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 321 1442 564"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却機能</td> <td> <u>海水ポンプ</u>  <u>原子炉補機冷却水冷却器</u>  <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>  <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）及び原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）については，廃止措置期間中は，事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく，また，海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，1 台又は 1 基を維持管理する。また，貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており，使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため，海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</p> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は，以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器，ディーゼル発電機）へ海水を供給できる状態であること。</li> </ul> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）の性能は，以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設（使用済燃料ピット水浄化冷却設備）へ冷却水を供給できる状態であること。</li> </ul> <p>また，廃止措置期間中は，外部電源喪失時においても作業者が建家から安全に避難できるよう，安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 12 表に示す。</p> <p align="center"><u>第 6. 3. 12 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="507 1591 1442 1709"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	冷却機能	<u>海水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u>	機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<p align="center"><u>第 6. 3. 11 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 321 2407 564"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却機能</td> <td> <u>海水ポンプ</u>  <u>原子炉補機冷却水冷却器</u>  <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u>  <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p>原子炉補機冷却海水設備（海水ポンプ）及び原子炉補機冷却水設備（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）については，廃止措置期間中は，事故時等に原子炉を安全に停止するための設備を冷却する必要はなく，また，海水又は冷却水を供給する性能維持施設に多重性は必要ないため，1 台又は 1 基を維持管理する。また，貯蔵されている使用済燃料は十分に冷却されており，使用済燃料ピットの冷却についても時間的余裕が十分にあるため，海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプの「自動起動機能」は維持管理しない。</p> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（海水ポンプ）の性能は，以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設へ海水を供給できる状態であること。</li> </ul> <p>「冷却機能」を有する性能維持施設（原子炉補機冷却水冷却器，原子炉補機冷却水ポンプ，原子炉補機冷却水サージタンク）の性能は，以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であること。</li> </ul> <p>また，廃止措置期間中は，外部電源喪失時においても作業者が建家から安全に避難できるよう，安全確保のために必要な「照明機能」を有する設備を維持管理する。その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設を第 6. 3. 12 表に示す。</p> <p align="center"><u>第 6. 3. 12 表 その他の安全確保上必要な設備の機能及び性能維持施設</u></p> <table border="1" data-bbox="1472 1591 2407 1709"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	冷却機能	<u>海水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u>	機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（海水ポンプの性能について，接続している性能維持施設へ海水を供給できる状態であることを明確化）</li> <li>記載の適正化（原子炉補機冷却水冷却器等の性能について，接続している性能維持施設へ冷却水を供給できる状態であることを明確化）</li> </ul>
機能	性能維持施設																			
冷却機能	<u>海水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u>																			
機能	性能維持施設																			
照明機能	非常用照明																			
機能	性能維持施設																			
冷却機能	<u>海水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水冷却器</u> <u>原子炉補機冷却水ポンプ</u> <u>原子炉補機冷却水サージタンク</u>																			
機能	性能維持施設																			
照明機能	非常用照明																			

注) 下線は，補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	<p>添付書類六 3. 性能維持施設 の機能及び その性能 (続き)</p> <p>添付書類六 4. 性能維持施設 の維持期間</p>	<p><u>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u>  <u>・非常用照明が点灯できる状態であること。</u></p> <p><u>(6) 検査・校正</u>  <u>性能維持施設に対する検査・校正については、保安規定に管理の方法を定めて実施する。</u></p> <p><u>4. 性能維持施設の維持期間</u>  <u>(1) 建家及び構造物</u>  <u>放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐために必要な「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</u>  <u>周辺公衆及び放射線業務従事者が受ける被ばくを低くするために必要な「放射線遮蔽機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで又は線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u>  <u>a. 核燃料物質取扱施設</u>  <u>新燃料及び使用済燃料を取り扱うために必要な「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及び「除染機能」並びに性能は、1号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料又は使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>b. 核燃料物質貯蔵施設</u>  <u>使用済燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」、「浄化・冷却機能」、「給水機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>また、新燃料の貯蔵に必要な「臨界防止機能」及び性能は、1号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p>	<p><u>「照明機能」を有する性能維持施設の性能は、以下のとおりである。</u>  <u>・非常用照明が点灯できる状態であること。</u></p> <p><u>(6) 検査・校正</u>  <u>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能を維持管理できるよう、保安規定に施設管理計画を定めて、適切な頻度で点検、検査及び校正を実施する。</u></p> <p><u>4. 性能維持施設の維持期間</u>  <u>(1) 建家及び構造物</u>  <u>原子炉補助建家及び原子炉格納容器の「放射性物質漏えい防止機能」及び性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持管理する。</u></p> <p><u>原子炉補助建家（補助遮蔽）の「放射線遮蔽機能」及び性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持管理する。</u>  <u>また、原子炉容器周囲のコンクリート壁及び原子炉格納容器外周のコンクリート壁の「放射線遮蔽機能」及び性能は、炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</u>  <u>a. 核燃料物質取扱施設</u>  <u>使用済燃料ピットクレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>補助建家クレーンの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、1号炉新燃料貯蔵設備内及び使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>新燃料エレベータの「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」並びに性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>また、除染装置の「除染機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p> <p><u>b. 核燃料物質貯蔵施設</u>  <u>新燃料貯蔵設備の「臨界防止機能」及び性能は、1号炉新燃料貯蔵設備内の新燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>使用済燃料貯蔵設備の「臨界防止機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の新燃料及び使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u>  <u>使用済燃料貯蔵設備の「浄化・冷却機能」及び「水位及び漏えいの監視機能」並びに性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	添付書類六 4. 性能維持施設 の維持期間 (続き)	<p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設の放射線監視</u> 発電用原子炉施設の放射線を管理するために必要な「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>環境への放射性物質の放出管理</u> 放射性気体廃棄物を環境へ放出するために必要な「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u></p> <p>a. <u>換気設備</u> 管理区域内の空気浄化に必要な「換気機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 外部電源喪失時に安全確保のために必要な「電源供給機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>その他安全確保上必要な設備</u> 使用済燃料を冷却するために必要な「冷却機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。 また、外部電源喪失時に作業者の安全確保のために必要な「照明機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p> <p>(6) <u>その他の安全対策</u></p> <p>a. <u>火災防護</u> 放射線障害防止の観点から、火災の防護に必要な「消火機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p>	<p>また、燃料取替用水タンクの「給水機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u></p> <p>a. <u>放射性気体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性気体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>放射性液体廃棄物の廃棄設備</u> 放射性液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及び性能は、放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(4) <u>放射線管理施設</u></p> <p>a. <u>発電用原子炉施設の放射線監視</u> 固定エリアモニタ及び固定プロセスモニタの「放射線監視機能」及び性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>環境への放射性物質の放出管理</u> 排気筒モニタの「放出管理機能」及び性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持管理する。</p> <p>(5) <u>解体中に必要なその他の施設</u></p> <p>a. <u>換気設備</u> 換気設備の「換気機能」及び性能は、管理区域を解除するまで維持管理する。</p> <p>b. <u>非常用電源設備</u> 非常用電源設備の「電源供給機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。</p> <p>c. <u>その他安全確保上必要な設備</u> 原子炉補機冷却海水設備及び原子炉補機冷却水設備の「冷却機能」及び性能は、1号炉使用済燃料貯蔵設備内の使用済燃料の搬出が完了するまで維持管理する。 また、非常用照明の「照明機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p> <p>(6) <u>その他の安全対策</u></p> <p>a. <u>火災防護</u> 消火栓の「消火機能」及び性能は、各建家を解体する前まで維持管理する。</p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。

伊方発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
一	添付書類九 4. 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善	<p>4. <u>個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>4.2 <u>個別業務の実施</u></p> <p>(1) <u>発電用原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u></p>	<p>4. <u>個別業務に関する計画、実施、評価及び改善</u></p> <p>4.2 <u>個別業務の実施</u></p> <p>(1) <u>発電用原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。</u></p>	<p>・記載の適正化</p>

注) 下線は、補正事項に含まない。